

## 建設業者監督処分簿

## 1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	風早建設株式会社	代表者氏名	代表取締役 片岡 真連
主たる営業所の所在地	静岡県浜松市南区大柳町 487-5		
許可番号	静岡県知事許可 (般・特-28) 第 22596 号	許可を受けている建設業の種類	<b>特定建設業</b> 土木一式、とび・土工、石、鋼構造物、舗装、しゆんせつ、塗装、造園、水道施設 <b>一般建設業</b> 管

## 2 処分に関する事項

処分年月日	令和 3 年 1 月 15 日	処分を行った者	静岡県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 1 項第 3 号		

## 処分の内容

## 建設業法第 28 条第 1 項の規定に基づく指示

- 違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
  - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。
  - 営業所内及び施工現場における安全管理体制の整備・強化を図ること。
  - 労働安全衛生法その他の建設工事の安全確保に関する関係法令を遵守すること。
  - 職員に対する工事の安全施工に関する教育・指導の計画を作成し、継続的に行うこと。
- 前項各号について講じた措置（前項に係る措置以外に講じた措置がある場合には、これを含む。）を速やかに文書により報告すること。

## 処分の原因となった事実

## 労働安全衛生法違反

風早建設株式会社の社員は、浜松市浜北区の下水道工事現場で、管敷設を目的に掘削した溝の土止め支保工組立て作業において、部材を取り付ける定められた順序に従わず作業を行った。その結果土砂が崩壊し、貴社の社員 1 名が死亡した。

この案件について、浜松簡易裁判所は令和 2 年 9 月 4 日に同社及び同社社員に対し、それぞれ労働安全衛生法違反に基づき罰金 30 万円の略式命令を行い、これが確定した。

このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 3 号に該当するものと認められる。

その他参考となる事項	
------------	--